

セルフメディケーション税制をご存じですか？

Q：新聞に、市販薬を購入した場合でも医療費控除ができるようになったとありましたが、どのような制度ですか。

A：所得税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例が創設されました。対象となる品目が限られていること、健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行っていること、現行の医療費控除と併用することができないことなどがありますので、よく知ったうえで活用してください。

平成28年度税制改正大綱を受けて、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、これに基づきセルフメディケーション推進のための医療費控除の特例が創設されました。

1. 特例の内容

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(*1)を行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(*2)の購入費用が、その年中(1月～12月)に支払った合計額が「合計12,000円を超えた場合」は、その超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合は88,000円について)、その年分の総所得金額等から控除されます(図1参照)。ただし、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除(注1)の適用を受けることはできません。

どちらの適用とするかは、対象者ご自身で選択することになります。

*1：特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

*2：要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(スイッチOTC) -対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬(ただし、これらの薬効の医薬品全てが対象となるわけではない)

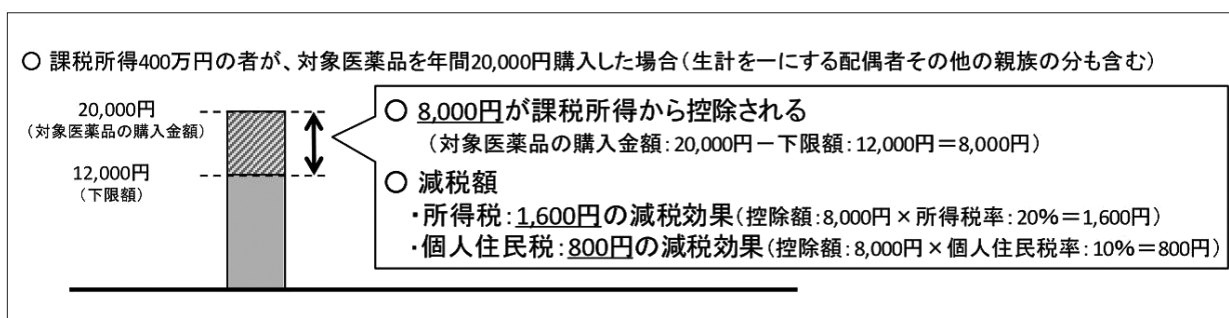


図1. 特例措置利用のイメージ

(注1) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費等を支払った場合に、その年中(1月～12月)に支払った合計額(保険金などで補填される金額を差し引いた額)が10万円(所得金額が200万円未満の人は「所得金額×5%」の額)を超えるとときに、その超える部分の金額(その金額が200万円を超える場合には、200万円)について、その年分の総所得金額等から控除するというもの

2. 条件にある「健康の維持増進及び疾病の予防への取組」とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組については、租税特別措置法施行例において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとされ、厚生労働省告示第181号(平成28年3月31日)に示されています。セルフメディケーション税制の確定申告に当たっては、対象の年中にこれらの取組を行ったことを明らかにする書類を提出・提示することとされています(表1参照)。

なお、提出通知表に保険者や勤務先の名称についての記載がない場合(単に保険者から補助を受けて、いわゆる「人間ドック」を受診する場合等)は、結果通知表からのみでは一定の取り組みを行ったことを証明することができないため、事業者又は保険者によって、所定の様式により当該取組を受診した旨を証明する必要があります。

表1. 健康の保持増進及び疾病の予防への取組と取組を行ったことを明らかにする書類

健康の保持増進および疾病の予防への取組	取組を行ったことを明らかにする書類
予防接種法又はインフルエンザに関する特定感染症予防指針に基づき行われる「予防接種」	領収書(原本)又は予防接種済証
健康増進法に基づき行われる「がん検診」	領収書(原本)又は結果通知表 結果通知表はコピー提出可、結果部分は不要(黒塗り等)
労働安全衛生法に基づき行われる「健康診断」	結果通知表(定期健康診断という名称又は勤務先(会社等)名称記載) コピー提出可、結果部分は不要(黒塗り等)
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき行われる「特定健康診査」又は「特定保健指導」	領収書(原本)又は結果通知表(特定健康診査という名称又は勤務先(会社等)名称記載。) コピー提出可、結果部分は不要(黒塗り等)
医療保険各法等又は健康増進法に基づき行われる「健康診査」	結果通知表(保険者名記載) コピー提出可、結果部分は不要(黒塗り等)

3. 購入した医薬品を証明する書類(レシート等)について

確定申告に当たっては、対象の年中に購入した医薬品がセルフメディケーション税制の対象医薬品であることを証明する書類(レシート等)を提出することとされています。従って、薬局等では、証明書類には、購入者が購入した医薬品が対象医薬品であることがわかるようにする必要があります。記載事項としては、

①商品名 ②金額 ③セルフメディケーション税制対象商品である旨 ④販売店名 ⑤購入日が明記されていることが必要です。レシートであっても手書きであっても問題ありませんが、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、セルフメディケーション税制対象商品である旨について、次のいずれかの通りであることが必要です。

- 商品名の前にマーク(例えば「★」)を付すとともに、その商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨(例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」)をレシートに記載
- セルフメディケーション税制対象商品のみの合計額をわけて記載

4. 対象となる医薬品

対象となる医薬品は、品目名並びに成分ごとに厚生労働省のホームページに掲載されています。必要に応じて2ヵ月に1回更新されることになっています。また、新たにリストに追加された品目については、リスト掲載前の購入であっても、平成29年1月1日以降の購入であれば対象になります。該当するものは、平成29年1月17日時点で82成分で、約1577品目あります(詳細は厚生労働省ホームページ参照)。なお、薬局製造医薬品(薬局製剤においても対象成分を含有する品目がありますが、これらは対象外となります)。

また、購入者が薬局や店舗等において購入するときに対象医薬品であるかどうかを知るために、日本一般用医薬品連合会では、識別シールを新たに作成して、製品に印字やシール貼付をして明示することとしました。なお、このマーク表示(図2参照)には法的義務はないことから、マーク表示がない対象医薬品が混在することが想定されています。



図2. 対象医薬品識別マーク

5. 確定申告はいつ行えばいいのか？

申告をする必要があるかたは、2月中旬から3月中旬の定められた期間に行ってください。

【 参考資料 】

- 1) 厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>
- 2) 日本薬剤師会雑誌 69(1), 5, 2017「セルフメディケーション税制について」